

平成 30 年 5 月 9 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380094

研究課題名(和文)効果的な再非行防止に向けた家庭裁判所と関係諸機関との連携に関する基盤的研究

研究課題名(英文)Basic study about the cooperation between family court and several related organizations for the effective prevention of juvenile re-delinquency

研究代表者

岡田 行雄 (Okada, Yukio)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(法)・教授

研究者番号：40284468

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文):ドイツの少年司法では、捜査段階から少年への援助や調査が可能であることが諸機関連携の背景にある。ドイツ「少年法の家」における取り組みは、手続の迅速化に偏るなどの弊害もあるが、外部機関による検証を通して、長期間同じ場所で働く担い手間での信頼が醸成され、一定の再犯防止効果があることが示されている。

日本の家庭裁判所と関係諸機関の連携は、家庭裁判所調査官などの転勤の頻繁さなどから、上からの形式的な連携に止まっており、その効果の検証も不十分である。しかし、ドイツの取り組みや日本の事例からは、諸機関の担い手と信頼関係を結べる、地域に根を張った者を中心とした諸機関連携が再非行防止には効果的と言える。

研究成果の概要(英文):In Germany several organizations can help accused juvenile from the beginning of criminal investigation. It is the important background of cooperation in German juvenile justice. The model project in Germany has mainly speedy effect, therefore it gives a few juveniles bad influence. But it is showed by objective researches that the good relationship between several organizations, where the core work in long term in same section, is produced and it has good effects for the prevention of juvenile second offenses.

In Japan the cooperation between family court and several related organizations remains formal and high-handed, because important members of family court must be transferred frequently. Moreover the effect was insufficiently verified. But the German model project and the good case in Japan proved, the cooperation between family court and the several related organizations, which consist of long-term core members, can function effectively for the prevention of re-delinquency.

研究分野：少年法

キーワード：ヨコ型連携 少年法の家 弁護士 再非行 個人情報保護 検証 信頼関係 離脱研究

1. 研究開始当初の背景

刑務所から出所して2年以内に再び入所する再犯者の割合を今後10年間で20%以上減らす目標が政府によって立てられるなど、再犯・再非行の防止は喫緊の課題である。『平成23年版犯罪白書』によれば、2010年の有保護処分歴者の割合は、少年院入院者、若年保護観察付執行猶予者、若年入所受刑者の順に高く、後二者は、保護観察付執行猶予者全体と入所受刑者全体と比べてもはるかに高いなど、少年時代に非行に走った者による再犯・再非行を防止することがとりわけ大きな課題であることは明らかである。

ところで、明白書では、保護処分歴のある非行少年や若年犯罪者には、学校における対人疎外感が認められるとともに、学校生活における肯定的体験が不足していた(208頁)など、教育的な関わりの不足が再非行・再犯の背景にあったことが窺われる。そして、診断が確立している障害ではないが、何らかの障害が認められる非行少年については、少年院や少年刑務所への収容、あるいは保護観察を通じた個別処遇によっても、その再非行の防止は難しいと指摘されてきた(高松少年非行研究会『事例から学ぶ少年非行』31頁)。近時、知的障害などが明確に認められる犯罪者については、刑事手続における、司法と医療・福祉機関との連携の必要性も説かれるところ、長崎におけるものを中心に一定の取り組みがなされ、その再犯防止効果に大きな期待が寄せられている。ところが、2012年7月に犯罪対策閣僚会議によって決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、対象者の特性に応じた指導・支援の強化が挙げられ、少年法においては、調査において、医学・教育学・心理学・社会学といった経験諸科学を活用する旨の科学主義の原則が採用され(9条)、家庭裁判所が調査などのため、教育機関、医療機関・福祉機関などの諸機関に援助させたり、その協力を求めることができることと規定されている(16条)にもかかわらず、個別処遇によっても再非行の防止が困難な非行少年について、家庭裁判所と教育・医療・福祉機関などが、その再非行防止に向けて、具体的にどのように連携すべきかが論じられてきたわけではない。

従って、再非行の防止に向け、調査・審判にあたって、家庭裁判所と、教育・医療・福祉機関などとの具体的な連携の在り方を明らかにすることは、司法機関によって選択された処分等による再非行防止をより効果的にするために必要不可欠であり、それ故に喫緊の課題と言える。

2. 研究の目的

そこで、本研究においては、再非行を防止する処分の選択に向けて、家庭裁判所と捜査・処遇機関だけでなく、とりわけ教育・医療・福祉機関などとの間で、どのような連携が具体的に取られるべきかを、ドイツにおけ

る取り組みを参照しつつ、子どもの権利条約や障がい者の権利条約などの上位規範に照らして検討する。

その上で、本研究の目的としては、以下の点を明らかにすることが挙げられる。

第1に、効果的な再非行防止に向けた、家庭裁判所と関係諸機関との間の具体的な連携の在り方である。これは、当該非行ケースに関する情報を、家庭裁判所が関係諸機関からどのように得るべきかという点を明らかにするに止まらない。効果的な再非行防止に向け、適切に調査・審判を行うために、家庭裁判所が、教育・医療・福祉機関などから、具体的にどのような援助や協力が得られるべきかがその内容となる。

第2に、第1で明らかとなった、効果的な再非行防止に向け、家庭裁判所が関係諸機関から得るべき具体的な援助や協力を、迅速・確実なものとするために、家庭裁判所と関係諸機関との間で日常的に取り組みされるべき実践的課題である。効果的な再非行防止のために得られるべき援助・協力は、個々の非行ケースに応じたものでなければならない。そこで、家庭裁判所と関係諸機関との間で構築すべき、個々の非行ケースに応じた具体的な連携体制を示すことがその内容となる。

第3に、家庭裁判所と関係諸機関との間のあるべき連携を推進するための諸規定の内容である。具体的には、第1、第2で明らかとなった、少年の再非行を防止するための家庭裁判所と関係諸機関との間の連携を進める上で必要となる規定の解釈や整備などの法的な課題を提示することなどがその内容となる。

3. 研究の方法

(1)文献研究

再非行防止を目的とする調査・審判に向け、家庭裁判所と捜査・処遇機関、及び、教育・医療・福祉機関などとの連携に関する文献、及び、ドイツにおける少年裁判所と関係諸機関の連携に関する文献を収集し、それへの検討・分析を加えることを通じて、効果的な再非行防止に向けた連携に際しての実践的・法理論的課題を抽出する。

(2)実態調査

日本の各地で行われている少年事件の事例研究会などに参加し、付添人経験のある弁護士や家庭裁判所調査官などへの聞き取りを通して、再非行・再犯防止に向けた、家庭裁判所と捜査・処遇機関、教育・医療・福祉機関などとの連携例とその成果、及び連携に当たって生じた問題点・課題などを調査する。また、DVJJが主宰する再犯防止に関する研究会に参加し、ドイツの実務家への聞き取りを通して、ドイツでの少年裁判所と関係諸機関との連携例とその連携にあたっての課題を把握する。加えて、ドイツ全土に15ヵ所ほど点在している、少年係検察官、少年警察、少年裁判補助者が同居し、連携して業務を遂

行している少年法の家（Haus des Jugendrechts）及び類似の施設を毎年2～3ヶ所を訪問し、少年の再犯防止に向けた関係諸機関の連携例についての聴き取りを行う。以上のドイツでの調査を通して、ドイツ少年司法における諸機関連携の意義と法的・実際の課題を整理・検討する。

(3) 学会等への参加

日独の関連学会や研究会に参加して、少年司法における諸機関連携のモデル論などについて情報を収集するとともに、適宜、研究内容について報告し、得られた知見のフィードバックを行う。

4. 研究成果

(1) 離脱研究の成果に基づく諸機関連携の在り方

本研究を通して得られた研究成果としては、まず、犯罪や非行のキャリアを重ねてきた者がどのような契機から、犯罪や非行から離脱したのかに関する実証的研究である、離脱研究の成果に基づき、諸機関連携の在り方を導出すべきことが挙げられる。

従来、日本においては、少年が再非行を繰り返さないことに何が関連しているのかさえ明らかでないまま、再非行防止に向けた諸機関連携が語られてきたが、諸外国で取り組まれてきた離脱研究に基づき、再非行防止に相関性が高い取り組みを実施することに向けた、家庭裁判所を中心とする諸機関連携が目指されねばならない。こうした離脱研究の成果は、非行少年の非行キャリアからの離脱にあたっては、少年が自らに自信を持つような承認や支援こそが重要な契機となっていることを示しており、こうした知見は、日本国憲法、子どもの権利条約、さらには障がい者の権利条約とも整合するものであり、それが実現するような諸機関連携が必要とされる。しかも、この点は、ドイツ少年司法に携わる諸機関の連携においても、非行少年の就労支援に向けた取り組みなどにおいて意識されているように見受けられる。

(2) ドイツ少年司法における諸機関連携の前提

ドイツ少年司法における諸機関連携の先駆けとなっている、少年法の家に属する少年警察、少年係検察官、そしてドイツの少年事件の調査や少年への援助を担当する少年裁判補助者との間の連携、さらにはその外部機関との連携の前提状況としては、在宅事件の処理に時間がかかり、その間に少年がさらなる事件を起こしてしまうという問題があった。

加えて、捜査を担当する少年警察、事件処理を担当する少年係検察官、少年などの調査や支援を行う少年裁判補助者との連携が可能となった、もう一つの前提としては、少年事件への少年裁判補助者の関与が捜査の開始とともに始められるという、ドイツ少年司法ならではの制度設計がある。この点は、日本の家庭裁判所調査官が、家庭裁判所が少年

事件を受審してからしか関与できないことと決定的に異なる。

(3) 捜査から処遇までの連携の必要性

日独における実態調査や文献検討を通して、最終的に非行のキャリアから少年が離脱していくには、とりわけ様々なハンディキャップをもつ少年ほど、捜査段階から、家庭裁判所の審判段階、そして、処遇機関における処遇の段階まで、様々な専門機関が連携することが必要であることが明らかとなった。

(4) ヨコ型連携の必要性と正当性

少年司法における諸機関連携のパターンは、家庭裁判所などが、法的に付与された権限に基づき他の専門機関を連携させる、いわば上からの連携と、少年事件に向かい合った担い手が、法的な権限によらずに、様々な専門機関をつないでいく、いわばヨコ型の連携とに大別できる。

確かに、上からの連携の場合、法的根拠は明確であり、情報のやり取りについても法的根拠があるため、法的な課題は少ない。しかし、ドイツ少年法の家における諸機関連携に明らかなように、連携の目的が迅速な事件処理に傾く可能性が高く、また日本においても、手続の段階ごとに支援の切れ目が生じる可能性が高く、それが非行少年の非行キャリアからの離脱に逆効果を与える危険性が高い。

他方、ヨコ型の連携は、支援の切れ目が生じる危険性が小さく、ケース会議などを通して適切な情報共有がなされれば、非行少年の非行キャリアからの離脱に向けて、さらには上位規範に照らしても、より適切で正当な連携と言える。

従って、ヨコ型連携こそ、日本においても必要とされる、家庭裁判所と関係諸機関との間の連携の在り方と言えよう。

(5) 諸機関連携の核となる担い手の必要性

日独における実態調査の結果、ヨコ型の連携においても、その連携の核となる担い手が必要であることが明らかとなった。こうした担い手を欠けば、連携する諸機関との間で信頼関係は醸成されず、また、非行少年に必要な支援が継続されないなど、連携が機能しないからである。

この点、ドイツにおいては、少年法の家というシステムを取らない地域においても、諸機関における少年司法の担い手が異動せずに比較的長期間同じ場所で職務を遂行しているために、ケースに応じて適切な者が諸機関連携の核となり、連携を機能させることが可能となっている。

しかし、日本の家庭裁判所の場合、諸機関連携の核として期待される家庭裁判所調査官が2～3年で異動してしまうため、諸機関連携の核が欠けており、これが連携が機能しづらい要因になっていると考えられる。

(6) 諸機関の専門性と独立性の保障

ドイツ少年法の家における実態調査を通して、ドイツにおいては、諸機関が連携するにあたって、それぞれの機関の専門性と独立

性が尊重されており、そうであるが故に、諸機関連携が機能していることが明らかとなった。

日本においても、諸機関連携を通して、非行少年が非行キャリアから離脱を果たしたと言えるケースにおいては、それぞれの機関がその専門性を発揮していることが窺える。

従って、諸機関連携にあたって、それぞれの機関がその専門性を発揮できるように、独立性を保障する仕組みを整えることが重要である。

(7)適切な情報共有の必要性

日独における実態調査を通して、連携する関係機関の間での情報共有が、切れ目のない支援にとって、必要不可欠であることが明らかとなった。

しかし、ドイツの場合、個人情報保護法が少年法の家などにおける情報共有にとっては法的な障壁となっている実情がある。他方、日本の場合、非行事件の手續に關与する専門機関内での情報共有が直ちに個人情報保護法上問題とされるケースは無いように見受けられるが、それは個人情報保護法やプライバシー保護が日本の少年司法において厳格に要請されてこなかったことの反射効と言うこともできる。

適切な情報共有は、とりわけ少年司法に直接關与する権限のある機関と、その他の専門機関との間でなされる場合、その法的根拠が問題となり得るので、適切な情報共有に向けた理論的・実践的取り組みも必要となる。

(8)諸機関連携検証の必要性

ドイツにおいては、少年法の家がパイロットプロジェクトとして始まったという経緯もあいまって、その成果についての検証が外部の研究者などによって取り組まれ、その検証によって、一定の成果があることが明らかとなっている。

他方、日本においても、警察を中心とした少年事件に係る連携の検証もなされているが、ドイツにおけるものに比べると、その不十分さが目立つ。

少年司法における諸機関連携が、真に非行少年の非行キャリアからの離脱の離脱に有効だったか否かなどを適切に検証することが求められており、その検証を通して、少年司法における諸機関連携はより効果的なものとなりうる。

(9)発達障がいのある非行少年の立ち直りに向けた家庭裁判所と関係諸機関の連携

日独における実態調査等を通して、発達障がいのある非行少年の立ち直りに向けた諸機関連携においては、とりわけ、捜査の初期段階から、発達障がいに関わる医療機関・福祉機関などの専門家の支援が、捜査、家庭裁判所における調査・審判、さらには処遇にとっても、重要な役割を果たすことが明らかとなった。

(10)虐待被害を受けた非行少年の立ち直りに向けた家庭裁判所と関係諸機関の連携

ドイツの脳神経学を専攻する研究者によって、虐待などの被害を受けた経験のある非行少年の再非行を防止するために必要な施策についての研究が公表されており、それによれば、少年司法において虐待被害を正確に把握し、それを正当に位置づけ、少年司法手續や処遇段階で当該少年に対する合理的な配慮を提供することが求められる。

そのためには、虐待被害を把握できる適切な機関の担い手などと捜査段階から連携が構築されることが重要となる。そこで、この場合も、弁護士が諸機関連携の核として、重要な役割を果たすことが期待される。

(11)効果的な再非行防止に向けた諸課題

以上を踏まえて、効果的な再非行防止に向けては、様々な制度的・実践的諸課題があることが明らかになった。

まず、ヨコ型連携の核としては、家庭裁判所が期待できない以上、それに代わる担い手が求められねばならない。さしあたり、弁護士が諸機関連携の核となることが期待されるが、弁護士が適切に活動するための枠組みが検討されることが大きな課題となる。

次に、効果的なヨコ型連携を成り立たせるために、関係機関の担い手が信頼関係を構築できるようになる前提条件が整えられることが課題となる。関係諸機関の担い手の頻繁な異動を前提とするのであれば、それでもなお相互に信頼関係を構築できる仕組みが整えられねばならない。

また、ドイツのみならず、日本においても、少年非行に関わる専門機関の在り方やその実際的な機能には地域によって相違がある。弁護士の質や量にも、地域によって相違がある。従って、家庭裁判所を中心とする諸機関連携のモデルを全国統一のものとするのは適切とは言えない。むしろ、地域の実情に合った、それぞれの少年司法における諸機関連携のモデルが構築されることが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

岡田行雄、少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察(二・完)、熊本法学、査読有、139号、2017、1-30

岡田行雄、少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察(一)、熊本法学、査読有、136号、2016、123-155

岡田行雄、少年司法における虐待被害、熊本法学、査読有、133号、2015、41-76

〔図書〕(計3件)

岡田行雄 他、非行少年のためにつなごう、現代人文社、2017、2-23、133-170、185-203

岡田行雄 他、子どもの法定年齢の比較法研究、成文堂、2017、205-230

岡田行雄 他、刑事法と歴史的価値とその
交錯、法律文化社、2016、496-520

6 . 研究組織

(1)研究代表者

岡田 行雄 (OKADA YUKIO)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部・教
授

研究者番号：40284468